入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 11 月２日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　小　玉　大　輔

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

１　工事概要

(1)　品目分類番号

41

(2)　工事名

中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１９階模様替工事

(3)　工事場所

東京都千代田区霞が関１－１－１

(4)　敷地面積

72,435 ㎡

(5)　工事内容

ア　棟名　Ｂ棟　建物用途　庁舎　構造・階数　Ｓ造（地上２０階、地下３階）　延べ面積　25,284 ㎡（うち改修範囲 957 ㎡）　工事種別　改修

イ　工事種目　建築一式工事、電気設備工事一式、機械設備工事一式

ウ　その他　特記事項なし

エ　工事範囲　上記工事のすべて

(6)　工期

令和９年７月 15 日まで

(7)　使用する主要な資機材

特記事項なし

(8)　建設業法第 26 条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び同項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(9)　本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。

(10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(11) 本件入札手続は、下記３に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続

等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（https://www.p-portal.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

２　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2)　開札時に本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　法務省の令和７・８年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,000 点以上 1,200 点未満（Ｂ）又は 850 点以上 1,000 点未満（Ｃ）であること。

(4)　平成 23 年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

「同種工事」とは、次の(ｱ)から(ｷ)の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第１項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）（注）の工事をいう。

(ｱ)　建 物 用 途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務

省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。

「法務省収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所をいう。なお、職員宿舎は含まない。

「入国者収容所」とは、大村入国管理センター、東日本入国管理センター及び西日本入国管理センターをいう。

(ｲ) 構　　造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

(ｳ) 階　　数　階数要件なし

(ｴ) 建 物 規 模　延べ面積 500 ㎡以上

(ｵ) 建 築 種 別　新築、増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）又は改修（改修は内部改修に限る。）

(ｶ) 工 事 種 目　建築一式工事

(ｷ) 施 工 期 間　新築又は増築の場合は地業工事の着手から完成まで施工していること。改修の場合は工事の着手から完成まで施工していること。

注　「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。

なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった工事を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。

イ　類似工事

「類似工事」とは、次の(ｱ)から(ｷ)の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の工事をいう。

(ｱ) 建 物 用 途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の施設であり、以下に定めるａからｃまでの用途に供する施設をいう。

a　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

b　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

c　学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

(ｲ)　構　　造　上記ア(ｲ)に同じ

(ｳ)　階　　数　上記ア(ｳ)に同じ

(ｴ)　建物規模　上記ア(ｴ)に同じ

(ｵ)　建築種別　上記ア(ｵ)に同じ

(ｶ)　工事種目　上記ア(ｶ)に同じ

(ｷ)　施工期間　上記ア(ｷ)に同じ

(5)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

(6)　主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

ウ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、

発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

(11) 法務省が発注した工事について、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 65 点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が１か月を経過していること。

(12) 平成 23 年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、法務省が発注する工事の競争参加資格における工事の施工実績及び配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の工事経験として提出する場合には、当該工事成績評定点が 65 点未満でないこと。

３　入札手続等

(1)　担当部局　〒100-8977　東京都千代田区霞が関１－１－１
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027
電子メールアドレス：skeiri@moj.go.jp

(2)　入札説明書等の入手期限及び入手方法

ア　入手期限　令和８年 12 月 23 日まで

イ　入手方法

(ｱ)　入札説明書等（入札説明書別冊の概略図面（以下「概略図面」という。）を除く。）は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードで

きる。

(ｲ)　概略図面は以下のａの方法で交付するので、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書（以下「誓約書」という。法務省ホームページからダウンロードできる。）」の PDF データを上記(1)の電子メールアドレス宛てに送付し、必ず入手すること。

なお、a の方法により概略図面を入手することが困難な場合は以下のｂ又はｃの方法により交付するので、誓約書の PDF データを電子メールで送付する際に、メール本文に希望する方法を記載すること。

ａ　クラウドストレージからのダウンロード

概略図面をダウンロードするための URL を電子メールで通知するので同 URL からダウンロードすること。また、概略図面を閲覧するためのパスワードは別途電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、概略図面をダウンロードしたこと及び閲覧用パスワードの交付を申請する旨を電子メールで送信すること。

ｂ　窓口での交付

上記(1)の窓口にて PDF データ（CD-R）を交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く日の午前 10 時から午後５時までに限る。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付する。

ｃ　郵送による交付

郵送（着払い）にて PDF データ（CD-R）を交付する。なお、速達での郵送を希望する場合は、誓約書の PDF データを電子メールで送付する際に電子メール本文に付記すること。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、概略図面を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨の電子メールを別途送信すること。

(3)　申請書及び資料の提出期限及び提出方法

ア　提出期限　令和８年 11 月 24 日午後３時（必着）

イ　提出方法　申請書及び資料は電子調達システムにより提出すること。

ただし、提出ファイルの容量が 50MB を超える場合は、申請書のみを電子調達システムにより提出し、資料の全部を上記(1)の場所に持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれも上記提出期限までに提出場所に到達することを要するものとする。詳細は入札説

明書による。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

(4)　入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和８年 12 月 24 日午前 10 時（必着）

イ　提出場所及び提出方法　電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

(5)　開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年 12 月 25 日午前 10 時

イ　場所　〒100-8977

東京都千代田区霞が関１－１－１

法務省 16 階共用会議室３（旧入札室）又は電子調達システム

４　その他

(1)　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第 51 号）による。

(2)　入札保証金

免除

(3)　契約保証金

納付（保管金の取扱店　日本銀行丸ノ内代理店（三菱 UFJ 銀行新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行丸ノ内代理店（三菱 UFJ 銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5)　配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。ただし、

資料の提出期限の翌日以降において、死亡等の特別な理由のほか、次のアからウまでに該当する場合に認められる場合がある。なお、傷病等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならず、また、アからウまでに該当する場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置するほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置する等の措置が講じられるようにすること。

ア　受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期を延長した場合

イ　工場から現地へ工事の現場が移行する場合

ウ　一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(6)　手続における交渉の意図の有無

無

(7)　契約書の作成の要否

要

(8)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9)　関連情報を入手するための照会窓口

上記３(1)に同じ

(10)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが､競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。

(11)　資料等の内容のヒアリング

原則として行わない。

なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。

(12)　本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確

認を行う。